

大分県造林事業補助金交付要綱

制定 平成5年10月1日
最終改正 令和7年4月1日

(趣 旨)

第1条 知事は、森林資源の整備を図ることによって、森林の有する多面的機能の充実とあわせて地域の健全な発展に資するため、大分県造林事業実施要領（平成14年4月1日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、森林造成事業を行う者に対し予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「森林環境保全整備事業」とは、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号 農林水産事務次官依命通知）第2に定める事業及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1(2)①イ(7)に定める事業をいう。

(補助対象事業、経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及びこれに対する補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、造林事業に要する経費として知事が査定した額に、第3条に定める補助率を乗じたものとする。

(補助金の交付、申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条に定める実績報告は、造林事業補助金交付申請書並びに実績報告書（第1号様式）によるものとし、造林事業の終了後、速やかに次の書類を添えて知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 施業図（別記様式第1号）

(2) 位置図（5万分の1地形図による）

(3) 補助金の交付申請の委任を受けた者にあつては、委任状及び精算依頼書（別記様式第2号）

(4) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体が行う造林にあつては当該団体の規

約の写し

- (5) 間接費の計上がある場合にあっては、作業従事に関する社会保険等加入実態状況調査表（別記様式第3号）
- (6) 搬出を伴う申請がある場合にあっては、搬出材積集計表（別記様式第4号）
- (7) 実施要領第1の1の(2)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
- (8) 事業主体が森林所有者以外の場合にあっては、事業を実施する権限を有することを示す契約書・同意書の写し等
- (9) 施行方法が委託又は請負の場合にあっては、契約書の写し
- (10) 市町村が請負に付して実行した事業にあっては実行経費内訳書
- (11) 誓約書（別紙1）
 - ※ただし、申請者が市町村、森林組合、公益法人においては省略できるものとする。
- (12) 事業主体が実施した検査調書の写し
- (13) その他、知事が必要として認めるもの

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第1項第2号から第3号、同条第2項第1号から第6号に掲げる事項とする。

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。
※ただし、委任する場合にあっては、委任状、精算依頼書及び誓約書（別記様式第2号）又は誓約書（別紙1）を代理人に提出することとする。

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内（実施要領第1の1の(2)の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 実施要領第1の1に掲げる事業のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（実施

要領第別表3の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。

- (3) 実施要領第1の1に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについては、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（実施要領別表3の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。
- (4) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 要領別表1の2の(2)の(シ)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるに 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (9) 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下消費税等という）相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同

じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、別記様式5号により補助金交付申請書にそのことを明かにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合に、知事は消費税等仕入控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して額の確定を行うことができる。また、補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式6号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令をうけて消費税等仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。

(10) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整備保存しなければならない。

(11) 補助事業者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つものであってはならない。

2 森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けた者は、前項の補助条件を履行しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、第5条の規定による造林事業補助金交付申請書並びに実績報告書を受理した場合において、当該書類を審査し、かつ、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付決定及び額を確定したときは、速やかにその額を造林事業補助金交付決定及び額の確定通知書(第2号様式)により補助金の交付申請者に通知するものとする。

2 第5条第3項の規定により、補助金の交付の申請について委任を受けた者が第1項の規定による補助金交付決定及び額の確定通知を受理したときは、速やかに第6条の補助条件を付して委任者に書面をもって通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 第7条第1項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、造林事業補助金交付請求書(第3号様式)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 森林組合長等は補助金の交付請求及び受領を大分県森林組合連合会会長に委任することができる。

(森林整備法人造林事業に対する補助金の交付の特例)

第10条 分収林特別措置法(昭和33年法第57号)第9条に規定する森林整備法人(以下

「法人」という。)が計画的に行う造林事業(以下「法人造林事業」という。)については、法人は、第5条の規定にかかわらず、当該事業が終了する前に法人造林事業補助金交付申請書(第4号様式)により知事に、補助金の交付を申請することができる。この場合、森林作業道等の開設に係るものについては当初設計書を添付して申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請書を審査し、かつ、必要に応じて現地検査を行い、適当と認めるときは、規則第3条の規定により、補助金の交付を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに第6条の補助条件を付して法人造林事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により法人に通知するものとする。
- 4 法人は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日を経過する日まで申請を取り下げることができる。
- 5 法人は、規則第9条の規定による遂行状況を造林事業遂行状況報告書(第6号様式)により知事に報告しなければならない。
- 6 法人造林事業に係る補助金の交付については、概算払いによることができる。
- 7 法人は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、法人造林事業補助金概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。
- 8 法人は事業完了後ただちに事業完成届(第8号様式)を知事へ提出し振興局の現地調査を受けなければならない。
- 9 法人は、法人造林事業が終了したときは、規則第12条の規定による実績報告を法人造林事業実績報告書(第9号様式)により知事に提出しなければならない。
- 10 知事は前項の規定により法人造林事業実績報告書の提出があった場合は、当該報告書を審査し適当と認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定するものとする。
- 11 知事は前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかにその額を法人造林事業補助金の額の確定通知書(第10号様式)により法人に通知するものとする。
- 12 法人は、前項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金の交付を受けようとするときは、法人造林事業補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

別表1(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費		補助率	摘要
森林環境保全整備事業 森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業に要する経費		5/10	公的分収林
			4/10	
森林環境保全整備事業 特定機能回復事業	森林緊急造成に要する経費		5/10	市町村及び森林整備法人等が行うもの。
			4/10	
	被害森林整備に要する経費		4/10	
	林相転換特別対策(特定スギ人工林)に要する経費		4/10	
農山漁村地域整備交付金事業 森林基盤整備事業 森林整備事業 機能回復整備事業	特定森林造成事業に要する経費	花粉発生源対策促進に要する経費	4/10	

別表2(第3条関係)

補助対象事業	補助率	摘要
再造林促進事業	標準経費の15%以内	スギ、コウヨウザン
	標準経費の18%以内	ヒノキ
再造林促進緊急対策事業	標準経費の5%以内	
環境林整備事業	標準経費の32%以内	
下刈支援対策事業	標準経費の5%以内	市町村が標準経費の13%以上の上乗せ助成を行う場合に限る。
除伐支援対策事業	標準経費の5%以内	市町村が標準経費の13%以上の上乗せ助成を行う場合に限る。
保育間伐推進緊急対策事業	標準経費の5%以内	市町村が標準経費の13%以上の上乗せ助成を行う場合に限る。
鳥獣害防止施設等整備事業	標準経費の5%以内	市町村が標準経費の13%以上の上乗せ助成を行う場合に限る。
	標準経費の7%以内	市町村が標準経費の15%以上の上乗せ助成を行う場合に限る。※網目100mm以内の防護柵(スカートタイプ)

年度 期造林事業補助金交付申請書並びに実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所
氏名
法人又は森林組合にあっては
その名称及び代表者名

別紙内訳書のとおり 年度 期造林事業を終了したので、補助金を交付されるよう大分県造林事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

振興局	施行市町村	申請者	補助事業区分

造 林 内 訳 書

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業主体	事業区分	造林種類	事業形態	樹種	面積	植栽本数	被害率	計画区分	林小班(代表)	雇用契約	備考		
			大字	字													単価区分	認定番号
			地番														森林所有者	森林保険

(内訳書付表)

整理番号	枝番	造林者氏名 (電話番号)	経営計画認定 (変更)時期	施業開始時期	備考

- (注) 1. 整理番号、枝番は申請書（造林内訳書）の番号と一致させること。
2. 当該付表の内容を造林内訳書に記載した場合は添付を要しない。

第2号様式（第8条関係）

年度 期造林事業補助金交付決定及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付で申請及び実績報告のあった 年度 期造
林事業補助金として下記のとおり、金 円を交付するこ
とに決定雄及び確定したので、大分県造林事業補助金交付要綱第8条第1項の規定
により通知します。

記

1 補助金の額の内訳

区 分	補 助 金 の 額	備 考
計		

2 補助条件 別紙のとおり

(補助条件)

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内（実施要領第1の2の(1)及び(2)の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 大分県造林事業実施要領第1の1に掲げる事業のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（実施要領別表3の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 要領第1の1に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについては、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（実施要領別表3の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）における更新伐を実施した箇所について、立木材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 要領別表1の2の(2)の(シ)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるに前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (9) 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下消費税等という）相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、別記様式5号により補助金交付申請書にそのことを明かにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合に、知事は消費税等仕入控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して額の確定を行うことができる。また、補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式6号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令をうけて消費税等仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。
- (10) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整備保存しなければならない。
- (11) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものであってはならない。

2 森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けた者は、前項の補助条件を履行しなければならない。

第3号様式（第9条関係）

年度 期 造林事業補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定及び額の確定
通知のあつた 年度 期造林事業補助金 円
を交付されるよう、大分県造林事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により請
求します。

補助金の振込先
振込先銀行名（支店）
口座名義（フリガナ）
口座種別
口座番号

年度 期 法人造林事業補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

別紙内訳書のとおり 年度 期法人造林事業を実施したいので、補助金を交付されるよう大分県造林事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

振興局	施行市町村	申請者	補助事業区分

造 林 内 訳 書

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業主体	事業区分	造林種類	事業形態	樹種	面積	植栽本数	被害率	計画区分	林小班(代表)	雇用契約	備考								
			大字	字													単価区分	森林所有者	森林保険	樹齢	(間伐率)	延長	実施率	認定番号
			地番																					

(内訳書付表)

整理番号	枝番	造林者氏名 (電話番号)	経営計画認定 (変更)時期	施業開始時期	備考

- (注) 1. 整理番号、枝番は申請書（造林内訳書）の番号と一致させること。
2. 当該付表の内容を造林内訳書に記載した場合は添付を要しない。

年度 期法人造林事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度 期
法人造林事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大
分県造林事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1、補助対象経費 金 円
- 2、補助金の額 金 円
- 3、補助条件 別紙のとおり

年度 期法人造林事業補助金概算払請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度 期法人造林事業補助金について、概算払いにより交付されるよう、大分県造林
事業補助金交付要綱第10条第7項の規定により請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 法人造林事業実施状況

計 画			出 来 高 (年 月 日現在)				完 成 (年 月 日完成予定)		
面 積	事業費	補助額	面 積	事業費	補助金	率	面 積	事業費	補助金
ha	円	円	ha	円	円	%	ha	円	円

補助金の振込先
振込先銀行名（支店）
口座名義（フリガナ）
口座種別
口座番号

振興局長 殿

申請者

住 所
氏 名
代表者氏名

事 業 完 成 届

年度 期法人造林事業 が完成したので報告します。

記

振興局	施行市町村	申請者	補助事業区分

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業主体 単価区分 森林所有者	事業区分 (実施区分1)	造林種類 (実施区分2)	事業形態 森林保険	樹種 林齢 (植栽年度)	面積 (間伐率) 搬出材積	植栽本数 延長 材積	被害率 実施率 実行経費	計画区分 認定番号	補助金 (円)	完了年月日	備考
			大字	字												
			地番													

添付書類 1) 精算設計書（作業道開設に限る）

(内訳書付表)

整理番号	枝番	造林者氏名 (電話番号)	経営計画認定 (変更) 時期	施業開始時期	備考

(注) 1. 整理番号、枝番は申請書（造林内訳書）の番号と一致させること。
2. 当該付表の内容を造林内訳書に記載した場合は添付を要しない。

年度 期 法人造林事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった 年度 期
法人造林事業を完了したので、大分県造林事業補助金交付要綱第10条第9項の規定により、下記のと
おり関係書類を添えて報告します。

記

振興局	施行市町村	申請者	補助事業区分

整理 番号	申請番号	枝 番	事業箇所(路線名)		事業主体 単価区分 森林所有者	事業区分 (実施区分1)	造林種類 (実施区分2)	事業形態 森林保険 (植栽年度)	樹種 林齡 (植栽年度)	面積 (間伐率) 搬出材積	植栽本数 延長 材積	被害率 実施率 実行経費	計画区分 認定番号	補助金 (円)	完了 年月日	備考
			大字	字												
			地	番												

- 添付書類 1. 収支精算書
2. 施業図
3. 位置図（5万分の1地形図）
4. 精算設計書（作業道等開設に限る）

(内訳書付表)

整理番号	枝番	造林者氏名 (電話番号)	経営計画認定 (変更) 時期	施業開始時期	備考

- (注) 1. 整理番号、枝番は申請書（造林内訳書）の番号と一致させること。
2. 当該付表の内容を造林内訳書に記載した場合は添付を要しない。

1 収支精算書

(1) 収 入

科 目	精 算 額	予 算 額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支 出

科 目	精 算 額	予 算 額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第10号様式（第10条関係）

年度 期法人造林事業補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度 期法人造林事業補助金について、下記のとおり、金 円に確定したので、大分県造林事業補助金交付要綱第10条第11項の規定により通知します。

記

補助金額の内訳

事業区分	事業量	査定事業費	補助金の額
		円	円
合計			

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

年度 期法人造林事業補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった
年度 期法人造林事業補助金 円を精算払の方法により交付さ
れるよう、大分県造林事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 2 項の規定により請求します。

補助金の振込先
振込先銀行名 (支店)
口座名義 (フリガナ)
口座種別
口座番号

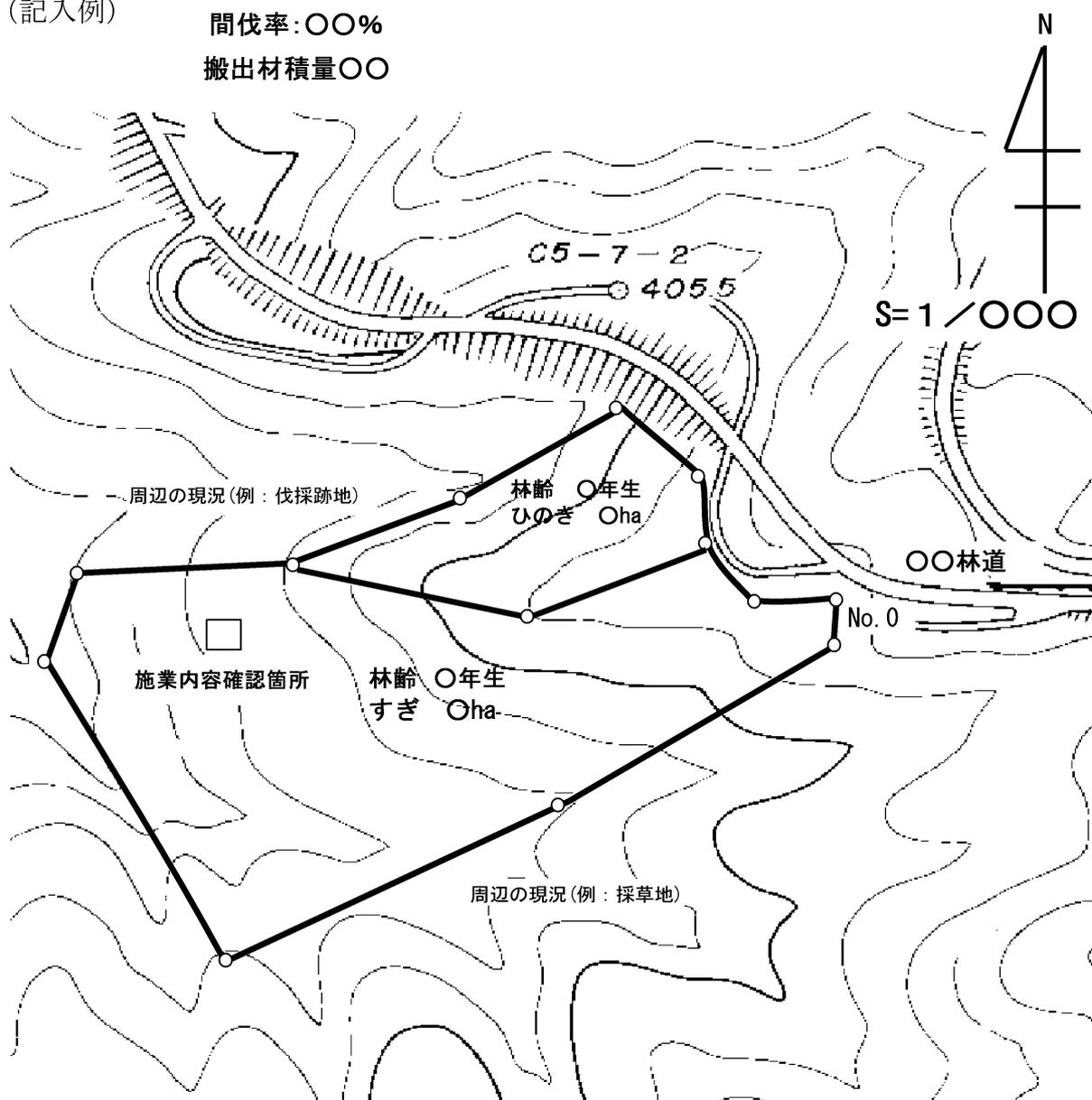
施 業 図

市町村名				面 積	造 林 者 名 法人にあつては名称及び代表者名 委託造林にあつては委託者名
番 号	造 林 地				
	大字	字	番地	ha	

(記入例)

間伐率:〇〇%

搬出材積量〇〇



施業図の作成方法()

(注1) 起点を記入すること。

(注2) 施業図は等高線が記載されたものとする。

(注3) 既設の森林作業道の線形及び延長が記載されたものとする。

委任状、精算依頼書及び誓約書

私どもは、
 を代理人と定め、次の1の事項を委任します。
 なお、併せて補助金受領の際、次の2の代金を精算されるよう依頼します。
 また、次の3及び4の事項について誓約します。
 なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
 照会で確認された情報は、今後大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

1. 記載番号の造林に対する 年度造林事業補助金の交付申請手続及び受領に関すること。
2. 年度造林事業補助金受領の際、下記の代金を精算されること。
 - (1) 造林補助金事務取扱手数料
 - (2) 申請に係る造林地に使用した苗木代
 - (3) 申請に係る造林地に対する森林保険料
 - (4) この事業実施地に使用した肥料代又は縄代等
3. 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
4. 3の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

殿

申請番号	住 所	氏 名	生年月日
			年 月 日

私は、 <input type="checkbox"/> 課税事業者です <input type="checkbox"/> 課税事業者ではありません
--

- (注) 1. 番号は、申請者（造林内訳表）の番号と一致させること。
 2. 日付けは、委任者全員の委任が完了した日で、かつ申請書提出日以前の日付けとすること。
 3. 住所及び氏名は自署によることとし、委任者本人が申請内容が正しく記載されていることを確認すること。
 4. 多人数の場合は欄を追加できるが、別紙としないこと。
 ※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

搬出材積集計表(例)

整理番号	施行地	面積(ha)	搬出材積(m ³)	証明書類	備考
0001	〇〇市大字〇〇字〇〇-〇〇番地	〇.〇〇	〇〇〇	納品伝票① 写真①	
0002	〇〇市大字〇〇字〇〇-〇〇番地	〇.〇〇	〇〇〇	現地検測野帳① 写真②	
計		(A)〇.〇〇	(B)〇〇〇		

1ha当り搬出材積: (B)〇〇m³ ÷ (A)〇〇ha = 〇〇m³/ha

納税対応状況申出書

年 月 日

大分県知事 殿

補助事業者名
(団体名及び代表者名)

年度造林事業補助金の交付申請にあたり、大分県造林事業補助金交付要綱第6条第1項第7号の規定により、消費税法の納税対応について下記のとおり申し上げます。

記

納 税 対 応 (予 定)		該 当 事 項
1	免税事業者	
2	簡易課税事業者	
3	一般事業者	
	(1) 課税売上割合95%以上	
	(2) 課税売上割合95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4	公共法人等特定 収入割合5%	を超える 以下

(注) 該当欄に○を記入する。

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

補助事業者名
(団体名及び代表者名)

年度消費税等仕入税額控除適用報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定及び額の確定通知があった 年度 期造林事業補助金について、大分県造林補助金交付要綱第6条の1項第7号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 補助金交付申請番号
- 補助事業者名（森林所有者名）
- 施行場所
- 補助金交付要綱第7条の規定による補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額のうち該当分)
金 円

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有する者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]
住 所

(ふりがな)
氏 名

生年月日 年 月 日

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

附則 この要綱は、平成7年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成8年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成9年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成10年度の3月1日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成11年度の7月1日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成11年度の3月8日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成12年度の6月6日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成13年度の7月4日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成14年度の4月1日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成15年度の1月6日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成16年度の2月9日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成18年度の7月31日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成19年度の7月31日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成20年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成21年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成22年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成23年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成24年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成24年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 改正後の要綱は、平成25年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 (平成28年6月20日森整第240号)

改正後の要綱は、平成28年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則 (平成29年6月20日森整第127号)

改正後の要綱は、平成29年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（平成29年9月1日森整第465号）

改正後の要綱は、平成29年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（平成30年6月1日森整第65号）

改正後の要綱は、平成30年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（令和元年5月7日森整第51号）

改正後の要綱は、令和元年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（令和2年4月13日森整第1234号）

改正後の要綱は、令和2年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（令和2年6月11日森整第209号）

改正後の要綱は、令和2年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

なお、県内木材産業維持緊急対策事業に係る申請は令和2年4月以降に施業を行った箇所とし、申請期間は令和2年度4期申請（令和2年12月25日）までとする

附則（令和3年4月20日森整第1329号）

改正後の要綱は、令和3年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

なお、間伐緊急支援対策及び県内木材産業維持緊急対策事業に係る申請は令和2年4月以降に施業を行った箇所とし、申請期間は令和3年度4期申請（令和3年12月25日）までとする。

附則（令和4年4月18日森整第39号）

改正後の要綱は、令和4年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

なお、実施要領第1の1の(1)のクに規定する8～12齢級以下の保育間伐及び同要領第1の1の(3)のア又はイに掲げる事業規模等にかかる申請は、令和4年度当初予算からの適用とする。

また、実施要領第1の1の(1)のアに規定する補植及び同要領第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数に係る申請は、令和4年4月以降に施業を行った箇所とし、令和4年度当初予算からの適用とする。

附則（令和5年4月14日森整第78号）

改正後の要綱は、令和5年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（令和6年4月15日森整第81号）

改正後の要綱は、令和6年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（令和7年4月1日森整第80号）

改正後の要綱は、令和7年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。